

学校ICT基盤整備事業公募型プロポーザル実施要領

藤沢市（以下、「当市」という。）で学校ICT基盤を更新するにあたり、次期学校ICT基盤構築委託事業者及び運用開始後のサービス提供事業者選定のため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 趣旨

当市では、2020年（令和2年）1月から市立小学校、中学校、白浜養護学校及び教育委員会で構築及び運用してきた学校ICT基盤の更新を2026年度（令和8年度）に控えており、文部科学省が示すGIGAスクール構想の動向等、世の中の流れを捉え、時代の変化に対応したネットワーク環境の整備を行う必要がある。

現在はネットワークを分離することでセキュリティを確保しているが、ネットワーク分離を起因とした働く場所の固定化や、情報共有の煩雑さ、システムの動作遅延など様々な課題を抱えている。これらの課題を適切に解決し、当市の教育全体におけるDX化を推進することにより、誰一人取り残すことのない「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、教職員の働き方改革を目的とし、学校ICT基盤の更新及びこれに伴うゼロトラスト化を実現する。

このため、次期学校ICT基盤整備にあたっては、民間事業者の持つノウハウやアイディアを生かした、より効果的な事業が実施できる事業者を選定したいと考えていることから、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、学校ICT基盤整備事業公募型プロポーザル実施要領に基づき、事業内容に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、次期学校ICT基盤整備事業者の選考を行うものとする。なお、構築及び運用について、構築から運用への円滑な移行とサービス品質の維持及び向上、セキュリティと安定性の確保の観点から一体的整備事業とし、本プロポーザルにおいて、同一事業者を選定することとする。

2 事業の概要

（1）事業内容の概要

別紙「学校ICT基盤整備事業公募型プロポーザル仕様書」のとおり

（2）契約期間

ア 学校ICT基盤構築作業等業務委託契約

契約締結日から2026年（令和8年）12月31日まで

イ 学校ICT基盤サービス利用契約

2027年（令和9年）1月1日から3月31日まで

(利用想定期間)

2027年（令和9年）1月1日から2031年（令和13年）12月31日まで（60か月）

※本契約期間の受託者による実績が良好である場合、年度ごとに随意契約を締結予定です。

（3）予算上限額

ア 令和8年度

（ア）学校ICT基盤構築業務委託 413,858,294円（税込）

（イ）学校ICT基盤サービス利用 64,507,747円（税込）

イ 令和9年度以降利用想定期間（57か月）

学校ICT基盤サービス利用 1,213,547,189円（税込）

※2027年（令和9年）4月1日から2031年（令和13年）12月31日までの予算については、令和8年度分学校ICT基盤サービス利用予算を月額換算し、必要月数分を想定すること。

3 プロポーザル参加資格要件

- （1）市区町村教育委員会におけるゼロトラストネットワーク構築業務の元請履行実績を有すること（履行中のものは除く）。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （4）かながわ電子入札共同システム令和7・8年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けていること。
- （5）公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- （6）納付すべき国税及び地方税について滞納していないこと。
- （7）情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を取得していること。
- （8）業務メンバーにゼロトラストネットワーク構築に関する業務実績を持つものを含めること。

4 プロポーザルの日程

スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程		
実施要領の公表・公布	2025年	12月	26日（金）
参加表明書提出期限	2026年	1月	21日（水）
質問書の提出期限（参加者→市）			21日（水）
質問書の回答期限（市→参加者）			26日（月）
参加資格確認結果通知			26日（月）
提案書の提出期限			29日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	2月		6日（金）
選定結果の通知			18日（水）

5 各項目の事務手続き

（1）事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付を事務局で行う。
- イ 受付時間は開庁日の月曜日から金曜日午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。
- ウ プロポーザル内容等事前説明会については行わない。

（2）事務局

担当課 教育委員会 教育総務課
 担当 田島・磯辺
 郵便番号 251-8601
 住所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階
 電話番号 0466-50-3556
 メールアドレス f j2-kyouiku@city.fujisawa.lg.jp

（3）参加表明書の提出

- 提出期限 2026年（令和8年）1月21日（水）午後5時（必着）
 提出先 事務局
 提出方法 持込又は郵送（「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」に限る）のいずれかの方法による。
 持込の場合は、前日午後3時までに事務局へ連絡し、時間の調整を行うこと。
 郵送の場合は、発送後に電話又は電子メールにて、事務局に連

絡すること。

提出書類

- ・参加表明書（様式第1号） 原本1部
 - ・会社概要書（様式第2号） 原本1部 写し15部
 - ・会社案内のパンフレット等 原本1部 写し15部
 - ・「JIS Q 27001」「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証の証書 写し1部
 - ・納税証明書（提出から起算して、前3か月以内に発行された最新年度又は直近の事業年度のもの） 原本1部
 - ・業務責任者及び担当者届出書（様式第3号） 原本1部
- ※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

（4）質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

提出期限 2026年（令和8年）1月21日（水）午後5時（必着）

提出先 事務局

提出方法 電子メール

※送達確認のため事務局へ連絡を入れること。質問書を添付ファイルとし、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。

提出書類 質問書（様式第4号）

回答期限 2026年（令和8年）1月26日（月）午後5時

回答方法 藤沢市ホームページにて掲載する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

（5）参加確認結果通知書の送付

参加表明者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書（様式第5号・様式第6号）により2026年（令和8年）1月26日（月）に事務局から参加表明書（様式第1号）に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

（6）提案書の提出

プレゼンテーションの実施にあたっては、提案書を次のとおり提出すること。

提出期限 2026年（令和8年）1月29日（木）午後5時（必着）

提出先 事務局

提出方法 持込又は郵送（「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」に限

る) のいずれかの方法による。

持込の場合は、前日午後3時までに事務局へ連絡し、時間の調整を行うこと。

郵送の場合は、発送後に電話又は電子メールにて、事務局に連絡すること。

提出書類

- ・提案書（様式第7号） 原本1部 写し15部
- ・学校ICT基盤整備事業提案書 原本1部 写し15部
※A4両面 表紙・目次含め60ページ以内とすること。
(A3折り込み可。ただし、A3両面の場合は4ページ換算とする。)
- ・見積書（様式第8号）及び見積内訳書（様式第9号）
原本1部 写し15部

※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。

実施日 2026年（令和8年）2月6日（金）

出席者 5人以内

内容 事前準備 5分

プレゼンテーション 40分

質疑応答 30分

片付け 5分

※パソコン等の使用備品は、提案者がそれぞれの機材を持参すること。ただし、プロジェクターとスクリーンに関しては事務局で用意する。また、当市で用意するHDMIケーブルはタイプAコネクタとなっているため、パソコン等との接続で変換コネクタが必要な場合は提案者が持参すること。

※プレゼンテーションは、プロジェクト責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

なお、実施日時及び場所等詳細については、2026年（令和8年）2月3日（火）までに別途電子メールで連絡する。実施順序については、提案書の受付順とする。

※提案書提出者が4者以上の場合は、事務局評価点及び価格点による審査を行い、上位3者のみがプレゼンテーションを実施できるものとする。

なお、上位3者に選出されなかった提出者に対して、事務局から選定結果通知書（様式第10号）を2026年（令和8年）2月3日（火）までに電子メールにて通知する。

（8）選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

通知日 2026年（令和8年）2月18日（水）

通知方法 様式第11号・様式第12号により通知

6 整備事業者の選定

（1）選定方法

評価者が、提案書等について審査を行い、優先交渉権者を選定する。

（2）審査方法

ア 評価者による提案書等の審査結果に基づく評価点より決定する。

イ 評価については「学校ICT基盤整備事業公募型プロポーザル審査要領」に基づく。

ウ 提出された書類に虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

7 プロポーザルの提案内容

本プロポーザルにおいて求める提案内容は次の（1）～（8）のとおりとする。提案書作成にあたっては別紙「学校ICT基盤整備事業公募型プロポーザル仕様書」に留意して提案をすること。業務委託提案書は、A4両面で表紙及び目次を含め、60ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

A3は折り込み可であるが、A3両面の場合は4ページ換算とする。

（1）基本事項

ア 基本的な考え方

イ 実施体制

ウ スケジュール

（2）システム・ネットワーク構成

ア 基本設定・機能

イ システム・ネットワークセキュリティ

ウ 既存システム継続利用への対応

（3）ユーザー利用環境の利便性とセキュリティ

ア ユーザー利用に関する基本的な考え方

イ ユーザーの利用環境とセキュリティ

ウ 管理者（教育委員会）の具体的な利用環境とセキュリティ

（4）設定変更等

ア 設定変更作業

- イ データ移行
- (5) 運用保守
 - ア 運用保守に関する基本的な考え方
 - イ 監視、システム障害、端末紛失等対応体制
 - ウ 研修
- (6) 拡張性・利用延長・運用終了時
 - ア 拡張性・利用延長・運用終了時の対応
- (7) 回線
 - ア 回線の強度（つながりやすさ等）
- (8) その他
 - ア 業務品質を高めるための付加価値

8 見積書

- (1) 見積書については、見積書（様式第8号）、見積内訳書（様式第9号）に様式指定の項目を記載すること。
- (2) 追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は原則認めない。
- (3) 見積金額が想定期間の金額合計を超えた提案者は失格とする。

9 整備事業者の決定

- (1) 評価点の最も高い者を、学校ICT基盤構築作業等業務委託契約及び学校ICT基盤サービス利用契約に係る優先交渉権者として協議に入る。
- (2) 最高評価点が同点の場合、見積額が低い事業者を優先交渉権者と決定する。なお、見積額も同額の場合、事務局評価点が高い事業者を優先交渉権者と決定する。
- (3) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により業務委託及びサービス提供を行えない場合は、次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。
- (4) プロポーザル参加者は、評価者評価点が配点の7割以上であることを優先交渉権者の条件とする。
- (5) 優先交渉権は、選定結果通知書（様式第11号・様式第12号）の通知により効力を発生させる。
- (6) 選定結果は、当市ホームページ上に公表する。

10 契約について

- (1) 優先交渉権者との協議の後、学校ICT基盤構築作業等業務委託及び学校ICT基盤サービス利用に関わる契約を当市と締結するものとする。
- (2) 仕様等については、当市と優先交渉権者と協議の上で決定する。

1.1 その他の留意事項

- (1) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者、本実施要領の「2 事業の概要」の「(3) 予算上限額」を超える提案をした者は失格とする。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (5) 当市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (6) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (7) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること。
- (8) 本プロポーザル終了後は、参加した者の名称及び提出された書類は原則公開文書として取り扱う。また、提出した書類のうち非公開としたい内容については、該当箇所にその旨を記載すること。
- (9) 審査に対する問い合わせについては、プレゼンテーションを実施した事業者に対してのみ、選定結果通知書を発送した日の翌日から7日の間（開庁日の午前9時から午後5時まで、但し土日及び正午から午後1時までを除く）に書面でのみ応じ、内容は自社の得点のみとする。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 提案された書類すべての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）は当市に帰属する。
- (12) 参加表明書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。
- (13) 学校ICT基盤構築作業等業務委託契約締結日までに藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた場合、契約を締結しないものとする。
- (14) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (15) 令和8年度予算が藤沢市議会において議決されない場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。

以上